

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警察庁丁運発第70号
令和4年3月14日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

殿

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

臨時適性検査等における専門医等の基準について(通達)

見出しの件については、「臨時適性検査等における専門医等の基準について」(平成28年9月30日付け警察庁丁運発第144号。以下「旧通達」という。)により実施されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に伴い、下記の規定における専門的な知識を有する医師(以下「専門医」という。)及び主治の医師(以下「主治医」という。)の基準をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおりとすることとし、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第90条第8項又は第103条第6項の規定による適性検査に係る専門医(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第18条の4第1項又は第29条の5第1項)
- 2 法第90条第8項又は第103条第6項の規定による診断書提出命令に係る当該事由に係る主治医(認知症に該当した者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医)(府令第18条の4第2項又は第29条の5第2項)
- 3 法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査に係る専門医(府令第29条の3第2項)
- 4 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書提出命令に係る認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医(府令第29条の3第3項)
- 5 法第102条第4項の規定による診断書提出命令に係る当該事由に係る主治医(認知症に該当する疑いがある者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医)(府令第29条の3第4項)

病 気 等 ご と の 専 門 医 の 基 準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医
統合失調症 そう鬱病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再発性の失神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査又は診断書提出命令については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者であることが必要。
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医
	その他	整形外科医

病 気 等 ご と の 主 治 医 の 基 準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 主 治 医
統合失調症 そう鬱病 その他精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再発性の失神	神経起因性失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）